

岩倉市行政改革集中改革プラン

はじめに

（これまでの取組）

本市は、社会・経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な「市民本位の市政」を実現するため、昭和61年度に行政改革大綱を策定し、事務事業や人員の見直しなど行財政全般にわたり積極的な行政改革に取り組んできた。

さらに、景気の動向をはじめとする社会経済情勢の急激な変化や、福祉、環境、教育、文化などへの市民の価値観やニーズが高度化、多様化したこと、地方分権への動きが急速に進み、国と地方公共団体のあり方についても根本的な見直しがなされたことなど、時代の大きな変革を背景に、平成12年度に新たに第2次岩倉市行政改革大綱を策定し、行政運営の全般について不断の点検を実施しつつ、本市の都市像である「健康で明るい緑の文化都市」、また、「人にやさしく、自然と共に生き、文化の香り高いまちづくり」をめざして、新たな視点に立った一層の行政改革を推進してきた。

第2次行政改革においては、より具体的な取組を記載した岩倉市行政改革実施計画を策定し、市長を本部長とする岩倉市行政改革推進本部を中心に、その進捗状況を管理しつつ、定員・給与の適正化、事務事業の見直し、補助金等の整理合理化及び民間委託等の推進など行政改革を強力に実施してきた。

また、これらの実績については、毎年度、岩倉市行政改革検証委員会の検証を受け、これを議会に報告するとともに、広報いわくら及び岩倉市ホームページで公表している。

※岩倉市行政改革推進本部

市長を本部長、助役を副本部長とし、教育長及び各部長職の職員で構成されたもの。

※岩倉市行政改革検証委員会

公募委員を含む10人の委員からなり、岩倉市の行政改革の推進状況について、公平かつ中立的な立場で実績を検証する。

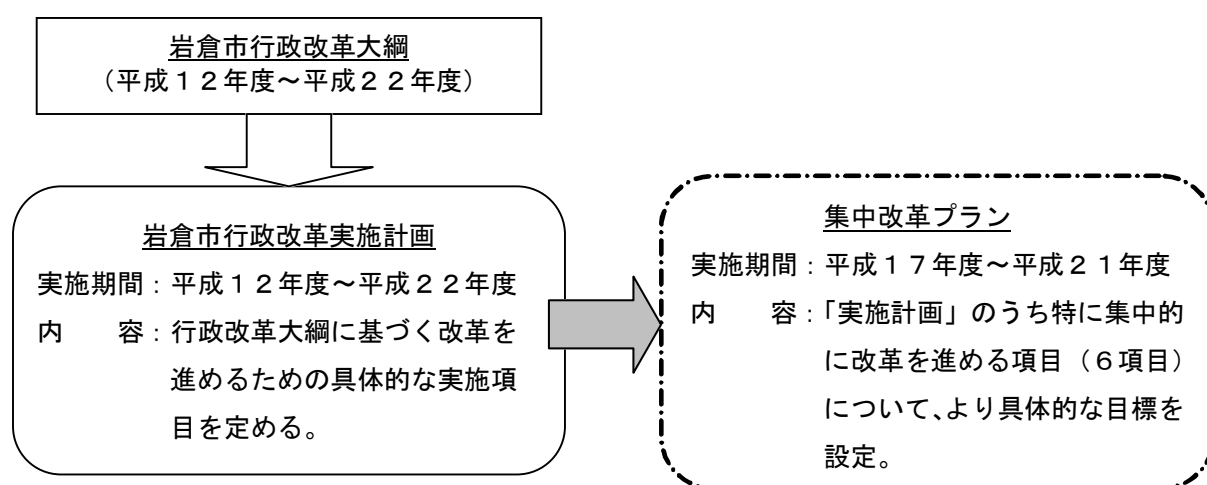
(取組方針)

1 実施期間

岩倉市行政改革集中改革プラン（以下「集中改革プラン」という。）の実施にあたっては、平成17年度から平成21年度までの5年間の具体的な取組目標を策定し、着実に推進する。

なお、岩倉市行政改革大綱及びこれに基づく岩倉市行政改革実施計画についても継続して取り組むものであり、その中で特に集中的に取り組むものを集中改革プランとし、相互に整合性を図りながら行政改革を推進するものである。

図表1 岩倉市行政改革大綱と集中改革プランの関係 <イメージ図>



2 推進体制

集中改革プランの総合的かつ組織的な推進を図るため、全庁をあげて改革を実行していくとともに、市長を本部長とする岩倉市行政改革推進本部において、進行管理を行う。

また、より機動的に改革を実行するために、岩倉市行政改革推進事務局を中心として、必要に応じ組織の枠を越えた検討体制や推進に取り組むものである。

※岩倉市行政改革推進事務局

岩倉市行政改革推進本部の指示に従い、計画の推進、取りまとめ及び必要な調査、研究等を行う組織で、総務部長を事務局長とし、関係各課の課長及び主幹により構成されている。

3 進捗状況の公表と意見の聴取

本集中改革プランに基づく行政改革の実績は、毎年度、岩倉市行政改革検証委員会の検証を受け、その結果を議会に報告するとともに、広報いわくらや岩倉市のホームページ等を通じて公表する。

また、市民をはじめ外部からの幅広い意見を聞き入れることに努める。

（今後の取組目標）

第2次行政改革大綱に基づき行政改革に取り組んできているが、少子高齢社会に対応するための行政需要の増加が見込まれており、また、「安全・安心のまちづくり」など新たな行政課題に対応するため、次の項目を重点目標として、引き続き行政改革を推進する。

1 歳出の縮減

（1）人件費

平成16年度の普通会計決算額（34億8千4百万円）を基準とし、平成21年度までに10%の縮減を目標とする。

（2）物件費

平成16年度の普通会計決算額（15億1千3百万円）を基準とし、平成21年度までに5%の縮減を目標とする。

（3）維持補修費

平成21年度まで、平成16年度の普通会計決算額（1億9千8百万円）を上回らないことを目標とする。

（4）補助費等

平成16年度の普通会計決算額のうち一部事務組合への負担金を除いた部分（4億8千3百万円）について、平成21年度までに5%の縮減を目標とする。

（5）投資的経費

公共工事のコスト縮減により、平成17年度を基準年度として平成21年度までに7%の縮減を目標とする。

（6）扶助費

聖域化することなく、積極的な見直しを行う。

（7）公債費

平成21年度までの間、市債の借入額の目標を年8億円とし、借入残高の縮減を図る。

2 歳入の確保

（1）市税

市税の徴収計画に基づき、徴収体制を強化し、滞納繰越分の整理による増収を図るとともに、特別徴収対策の実施等により平成18年度から毎年度2千万円程度の増収を目標とし歳入の確保に努める。

（2）公有財産

売却可能な市有地については適正処分を行い、歳入の確保に努める。

（3）使用料・手数料

市民負担の公平確保や受益者負担の原則に則り、受益の度合に応じた適正な水準への見直しに努める。

1 事務事業の再編・整理、廃止・統合

（事務事業等の見直し）

時代の変化に伴い複雑・多様化する市民ニーズに柔軟に対応するため、事務事業については、効果や効率性の観点から、所期の目的を達成した事業等の縮小・廃止、類似する事業の統合などの見直しを行い、行政の果たすべき役割、受益と負担の公平の確保、行政効率等に配慮し、行政評価システムの活用などにより事務事業の整理合理化を進める。

なお、再編・整理等を行うにあたっては、岩倉市事務事業及び民間委託等検討委員会において調整を行い、岩倉市行政改革推進本部の意思決定を経て実施する。

※岩倉市事務事業及び民間委託等検討委員会

行政改革の実施計画における事務事業及び民間委託について集中的に検討することを目的に設置されたもので、部長職及び課長職の職員を中心に組織されている委員会。

（行政評価システムの導入）

市の政策・施策や事務事業について目標を設定して計画的に実施し、その成果を共通の指標に基づき評価して、次の計画に反映させるというPDCAサイクルを確立することにより、市政運営における行政資源の効果的かつ効率的な配分を図るとともに、評価結果の公表により、行政の透明性の向上を図り、市民参画の市政を推進する。

なお、行政評価システムについては、平成17年度に一部の事務事業において試行的に実施しているところであるが、引き続き本格稼働に向けて検討を行う。

※PDCAサイクル

計画策定（Plan）→実施（Do）→検証（Check）→見直し（Action）のサイクル

（電子自治体の推進）

情報セキュリティの確保に十分留意しながら、行政手続のオンライン化の推進、他の自治体との共同アウトソーシングの推進、公的個人認証サービス、住民基本台帳ネットワークシステム、住民基本台帳カード、総合行政ネットワーク（LGWAN）の活用等積極的に取り組む。

現在稼働している電算システムについては、平成19年度の新システムへの切り替えに伴って全庁的な情報化の推進に向けた検証を行い、行政のスリム化に対応した新システムの構築を図る。

また、公共工事等入札の透明性、客観性、競争性の向上を図るため、平成20年度から「あいち電子調達共同システム」による電子入札を導入する。

2 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む）

本市においては、これまで民間委託など民間活力の導入を積極的に進めてきたが、一層のサービス水準の向上と業務の効率化を図るために、事務事業及び民間委託等検討委員会を中心に、民間委託・指定管理者制度などの活用について検討する。

また、市民との協働によるまちづくりに向けて、各種業務の市民団体、NPO等の活用を進める。

（民間委託等の推進）

平成16年度末時点の委託状況

ア 全部委託

庁舎清掃業務、庁舎設備維持管理業務、庁舎総合案内業務、植木剪定業務、不動産鑑定業務、市有地雑草刈業務、テレビ共同受信施設保守点検業務、防犯灯等管理業務、在宅介護支援センター運営、ひとり暮らし老人牛乳等配達事業、生活支援型給食サービス事業、粗大ごみ戸別収集業務、し尿処理業務等

イ 一部委託

ごみ収集業務、学校給食配送業務等

ウ 市民団体、NPO等への委託など

公共施設アダプトプログラム事業、五条川親水事業、中学生海外派遣事業、外出支援サービス事業、自然生態園生物調査等

平成17年度から平成21年度までの5年間の取組目標

- ・現在、直営で行っている事務事業（一部委託を含む）についても、民間委託及び市民団体、NPO等への委託などの可能性について検討する。

（指定管理者制度の活用等）

指定管理者制度は、「公の施設」の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の縮減等を行うことを目的としている制度である。

本市では、公設民営化等による民間能力の活用を図る観点からも、地方自治法の改正により創設されたこの制度をより効果的なものとするため、現在管理委託をしている施設については可能なものは早期に指定管理者制度に移行し、現在直営の施設及び今後新規に設置される施設についても、指定管理者制度の活用について検討を行う。

※公の施設

住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するために地方公共団体が設けた施設のこと、例えば、岩倉市では総合体育文化センター、公民館、図書館などがある。

平成 16 年度末時点の状況

ア 指定管理者制度導入済み施設数 (0 施設)

イ 管理委託実施済み施設数 (14 施設)

平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間の取組目標

- ・平成 18 年度に学習等共同利用施設（8 施設）及び地域集会所（5 施設）について指定管理者制度を導入する。
- ・平成 21 年度までにすべての施設の管理のあり方について検証を行い、指定管理者制度の導入を検討する。

3 定員管理の適正化

(定員管理の適正化)

本市においては、平成7年に定員適正化計画を策定し、その後、行政需要等の変化に合わせて見直しを行いながら、定員管理を実施してきている。

平成17年4月1日現在の職員数は406人で、平成12年4月1日現在に比べ64人(13.6%)の削減となっており、定員適正化において、積極的な行政改革に取り組んできた。

図表2 職員数の推移

	H12.4.1	H13.4.1	H14.4.1	H15.4.1	H16.4.1	H17.4.1
職員数	470人	465人	456人	446人	424人	406人
前年比	—	△5人	△9人	△10人	△22人	△18人

また、部門別な偏りはあるものの、全体としては、類似団体の職員数と同程度である。

図表3 類似団体等職員数(普通会計職員数：平成16年4月1日現在)

	住民基本台帳人口	職員数	職員1人あたり人口
類似団体平均(33団体)	46,583人	386人	120.7人
岩倉市	46,175人	391人	118.1人

※類似団体

全市町村を住民基本台帳人口と産業構造を基準にグループに分けたもので、岩倉市は、人口3万5千人以上5万5千人未満、第2次+第3次産業が95%以上、第3次産業が65%以上のグループに属している。

※普通会計

各地方公共団体間の財政的な比較等を行うため、地方財政統計上統一的に用いられている会計区分である。岩倉市においては、総職員数から水道等の事業職員を除いたものが普通会計職員である。

※住民基本台帳人口には、外国人登録者を含まない。

(1) 定員適正化計画

今後、いわゆる団塊の世代の退職時期を迎え、多数の定年退職が予定されることから、民間委託等の推進、多様な任用形態の活用、ICT化の推進、市民との協働の推進などを通じて、引き続き計画的な職員数の抑制に取り組む。

※ICT

Information and Communication Technology(インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー)の略で、情報通信技術を表す言葉。

平成１７年度から平成２１年度までの５年間の取組目標

・平成１７年４月１日の職員数（４０６人）を起点とし、平成２２年４月１日までに職員数を３７人（９．１％）削減する。

図表４ 退職者・採用者の見込み

	H17.4.1	H18.4.1	H19.4.1	H20.4.1	H21.4.1	H22.4.1
職員数	４０６人	４０５人	４０２人	３９５人	３７４人	３６９人
退職数	－	７人	８人	１４人	３３人	２４人
採用数	－	６人	５人	７人	１２人	１９人
前年比	－	△１人	△３人	△７人	△２１人	△５人

（２）組織・機構の見直し

職員数の減による行政サービスの低下をまねかないよう、また、住民ニーズへの迅速な対応、スピーディーな意思決定・対応の観点から、組織機構検討委員会を中心に現在の組織・機構の見直しを行う。

平成１７年度から平成２１年度までの５年間の取組目標

・部課係の統廃合及びグループ制の導入等によりスリム化を図るとともに、意思形成過程が市民により分かりやすい簡素化された組織・機構とする。

4 手当の総点検をはじめとする給与の適正化（給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等諸手当の見直し等）

（給与の適正化）

（１）給与制度

本市における給与については、これまでも行政改革大綱に基づき、初任給の引下げ、退職時の特別昇給の廃止、退職手当の支給率の引下げ、管理職手当の引下げなど給与の適正化に努め、総人件費の抑制を図ってきた。

職員の給与制度については、市民の納得と支持が得られる給与制度・運用・水準の適正化が求められているところから、国における給与制度改革を見据え、新たな給与制度を構築していく必要がある。

ア 高年齢層職員の昇給制度の見直し

行政職給料表（一）の適用を受ける職員は５５歳超、行政職給料表（二）の適用を受ける職員は５７歳超での昇給停止を平成１１年４月１日から実施した。

イ 昇給運用の是正

退職時の１号俸特別昇給の廃止を平成１６年５月から実施した。

ウ 退職手当の最高支給率の引下げ

愛知県市町村職員退職手当組合に加入しており、退職手当の最高支給率は国に準じた措置となっている。

エ 時間外勤務手当の縮減

平成１１年度に６６．１時間であった一人あたりの時間外勤務時間数を、ＩＣＴ化の推進や多様な任用形態の活用により、平成１６年度は４０．７２時間に縮減した。

平成１７年度から平成２１年度までの５年間の取組目標

- ・国の給与改定の状況や、総務省の「地方公務員の給与のあり方に関する研究会」の動向を見据え、職務や能力、実績を反映できる給与制度の構築など給与制度全般の見直しを検討する。
- ・組織・機構の見直しと合わせて、業務量に応じた職員の適正配置に努め、時間外勤務は平成１６年度実績を上回らないようにする。

（２）特殊勤務手当の見直し

特殊勤務手当は、その支給要件として「著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に、その特殊性に応じて支給する」ものである。

本市においては、技術の進歩等による業務内容の変化、職務の困難性の軽減化などにより本来の支給要件に照らしその支給が妥当かどうかの再検討を行い、行政改革大綱に基づき平成14年度から毎年度見直しを行ってきた。

見直しの内容としては、特殊性の有無、業務実態及び支給の実績、国、県及び他市の状況を基準に検討し、平成13年度時点で26種類あった特殊勤務手当を、平成17年度までに15種類を廃止し、6種類について支給対象及び支給額の見直しを行った。今後も、業務の特殊性の変化や、国、県及び他市の動向を踏まえ、引き続き見直しを行う。

平成17年度から平成21年度までの5年間の取組目標

- ・現在支給している手当についても、勤務の特殊性等について改めて検証し、必要に応じて見直しを図る。

(定員・給与等の状況の公表)

定員・給与等については、その状況を毎年度広報いわくら及び岩倉市ホームページに掲載して市民に公表しているところであるが、地方公務員法の改正を受け「岩倉市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を制定したところである。

今後も、市民にとってより分かりやすい方法で公表していく必要がある。

平成17年度から平成21年度までの5年間の取組目標

- ・岩倉市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、職種ごとの定員・給与等の状況を明らかにするとともに、他団体との比較や全国的な指標を用いながら、市民がより理解しやすいように工夫し、広報いわくら及び岩倉市ホームページを利用し公表を行う。

(福利厚生事業)

本市における職員の福利厚生事業は、主に、職員の会費と市からの負担金で運営されている職員互助会において、事業を行っているところである。職員互助会に対する市の負担額と職員の負担額の比率は平成15年度には2:1であったが、市の負担額の縮減を行い、平成17年度までに1:1の比率とした。

福利厚生事業は、昨今の社会情勢を考慮し、市民の理解と支持が得られる制度であることが必要であり、事業内容を含め今後も引き続き見直しを行う。

平成１７年度から平成２１年度までの５年間の取組目標

- ・市民の理解と支持が得られるよう、職員互助会に対する市の負担割合について引き続き検討するとともに、互助会事業の見直しを行う。

（人材育成の推進）

本市においては、毎年度職員研修基本計画を策定し、「柔軟な発想による政策形成能力、企画・創造的能力や問題解決能力の向上」「公務員倫理研修の充実」「自己啓発意欲の向上」を重点目標として人材育成を行ってきた。

地方分権時代を迎え、地方自治体の自己決定権とこれに伴う自己責任が大きくなってきている中、時代の変化を認識し、新たな発想と政策課題に挑戦する意欲や高い専門性を持った職員の育成が急務である。

そのためには、職員の意識改革はもとより、職員の意欲と能力を最大限に引き出す必要があることから、より実効性のある職員研修基本計画を策定するとともに、公平かつ客観的な人事評価システムの検討をする。

平成１７年度から平成２１年度までの５年間の取組目標

- ・人事制度と研修制度の連携のもと、より実効性のある職員研修基本計画を策定し、地域固有の政策課題に対応できる、自ら考え行動する職員の育成を図る。
- ・職員の意欲・能力を最大限に引き出すため、公正かつ客観的な新たな人事評価システムの導入を検討する。

5 経費節減等の財政効果

（経費の節減合理化等財政の健全化）

本市では、平成12年度に策定した第2次岩倉市行政改革大綱及びこれを実行するための岩倉市行政改革実施計画に基づき行政改革を実施し、平成16年度までに11億5,732万円（対前年度比の縮減額として広報いわくら等で公表した額の合計額。）を縮減した。

しかしながら、このような厳しい財政状況の下でも、少子高齢社会、情報通信社会、環境問題や、地域の課題、地域活性化に対応するための諸施策に取り組んでいかなければならず、また、公共下水道事業や介護保険事業など特別会計の財政負担の増加も見込まれているため、本集中改革プランの計画期間内における歳出抑制の目標額を掲げ、その達成に向けて行政改革を推進する。

なお、財源配分の重点化を図るため、第3次岩倉市総合計画の実現に向けた実施計画においては、限られた財源を有効に活用できるように実施計画期間中の基本方針を明確にし、事業の選択と資源の重点配分をより進めていくこととした。

また、各種の財政指標の分析、財政状況については毎年度広報いわくら及び岩倉市ホームページで公表しており、平成14年度からは、本市のバランスシートの作成及び公表を行った。

図表5 歳出抑制の目標額

（単位：百万円）

	平成16年度 普通会計決算額	平成21年度 普通会計決算 見込み額	差引 (縮減額)	集中改革プランにおける 取組内容
人件費	3,484	3,136	348	定員管理の適正化 給与の適正化
物件費	1,513	1,438	75	事務事業等の見直し 民間委託等の推進 指定管理者制度の活用
補助費等	483	459	24	事務事業等の見直し 補助金等の整理合理化
公債費	1,526	1,474	52	市債の借入残高の縮減

（補助金等の整理合理化）

本市の厳しい財政状況に鑑み、財政援助団体に対する補助金・助成金等の見直しを行ってきた。その結果、廃止５件を含めた５５件の補助金等の見直しにより、平成１６年度予算で１，２７８万円（７．２％）を縮減した。

また、扶助費の平成１６年度一般会計決算額は１４億９，１１２万円で一般会計決算額の１２．９％を占めているが、今後、高齢化の進展に伴いさらなる増加が見込まれるため、聖域化することなく見直しを行う必要がある。

平成１７年度から平成２１年度までの５年間の取組目標

- ・市民及び有識者で組織する検討委員会を設置し、各種補助金等についてその必要性や効果等の検証を行う。

6 その他

(地方公営企業の経営健全化)

(1) 水道事業

係の統合、宿直や電話受付の民間委託などにより職員数を削減するとともに、収納率の向上のために嘱託徴収員の採用、コンビニエンスストアでの料金支払制度、未納者への給水停止などを実施し、経営基盤の強化に取り組んできた。

今後、設備更新時期の到来により資金が必要となることから、一層の経費縮減を図り、公営企業としての独立採算性を推進していく。

ア 経営改革の推進

これまでの取組状況

- ・平成9年度から職員の宿直を廃止し、民間委託とした。
- ・平成12年度、職員1人を削減し、パート職員とした。
- ・平成14年度、水道料金の値上げをするとともに漏水による軽減措置、給水停止の規則を制定した。
- ・平成15年度、日曜、祝祭日の管末水質検査を民間に委託し、職員1人を削減した。
- ・平成16年度、職員1人を削減し、嘱託徴収員1人の採用と7月から料金収納をコンビニエンスストアに委託したことなどにより、収納率が前年度比1.2ポイント向上した。
- ・平成17年度、職員2人を削減し、嘱託徴収員及びパート職員とした。

イ 定員管理・給与の適正化

これまでの取組状況

- ・平成11年4月1日～平成17年4月1日までの定員管理の適正化実績
職員数を17人から5人削減し、12人とした。

ウ 給与の適正化

「岩倉市職員の給与に関する条例」等を準用しており、市職員の枠組みに沿って適正化を図る。

エ 定員管理、給与の適正化の公表状況

給与については市の条例に基づき公表する。(平成17年度から実施)

オ 経費節減等の財政効果

これまでの取組状況

収入関係

1) 未収金の徴収対策

- ・未納者に対して給水停止を行ってきた。
- ・嘱託徴収員を採用し、徴収体制を強化した。
- ・コンビニエンスストアに収納委託を実施した。

2) 料金の見直し

- ・水道料金の値上げを行った。

支出関係

- ・平成11年度から職員5人を削減した。

平成17年度から平成21年度までの5年間の取組目標

- ・平成21年度までに検針業務及び徴収・収納業務等を民間委託する。
- ・12人の職員を2人削減し、10人体制とする。
- ・水道料金については、現行料金の維持に向け努力する。

(2) 公共下水道事業

下水道事業は、市内を北から南へ貫流する五条川を境に、県が実施する五条川左岸と五条川右岸の両流域下水道計画に依拠し、整備を進めている。また、雨水処理対策の推進など、新たな施設整備の課題が課せられている。今後、投資の効率化を主体にし、併せて水洗化の促進や経常経費の縮減などを図る。

ア 定員管理の適正化

独立した事業形態となっていないため、市職員全体の中で定員管理の適正化に取り組む。

イ 給与の適正化

「岩倉市職員の給与に関する条例」等を準用しており、市職員の枠組みに沿って適正化を図る。

ウ 定員管理、給与の適正化の公表状況

給与については市の条例に基づき公表する。(平成17年度から実施)

エ 経費節減等の財政効果

これまでの取組状況

収入関係

- ・受益者負担金と使用料について臨時徴収を実施した。
- ・水洗化促進の強化に努めた。

支出関係

市職員に準じて給与等の適正化を行い、人件費を縮減した。

平成17年度から平成21年度までの5年間の取組目標

- ・係の統合など組織の見直しを行う。
- ・水洗化の促進及び収納率の向上に努める。
- ・受益者負担金前納報奨金の見直しを検討する。
- ・下水道使用料については、適正な水準の確保に努める。

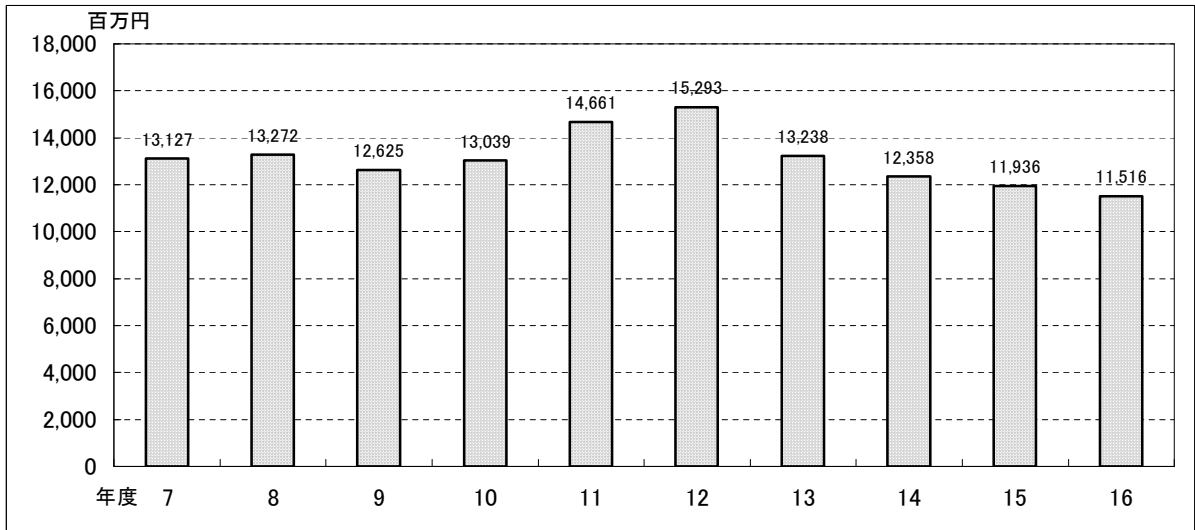
＜ 資 料 ＞

（１） 財政の状況

ア 歳出決算額の推移

本市の普通会計の歳出決算額は、平成１２年度までは増加傾向にあったが、その後は減少傾向にある。

図表６ 普通会計歳出決算額の推移

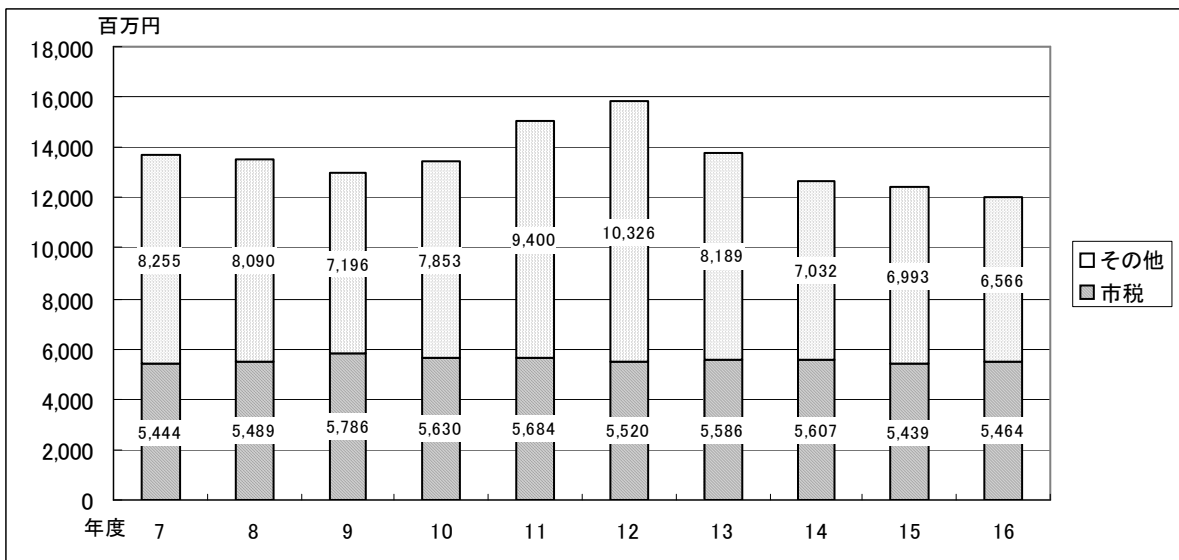


イ 市税

市税収入は、減税がなかった平成９年度の５７億８千６百万円をピークに、数年間は５６億円程度で推移してきたが、個人市民税の落ち込みにより平成１５年度には５４億３千９百万円となり、平成１６年度にも伸びは見られていない。

今後、国の三位一体の改革による税源移譲、地方税法の改正等により、平成１８・１９年度には一定の増収が見込まれるものの、全体としては厳しい状況が予想される。

図表７ 歳入（普通会計決算額）の推移



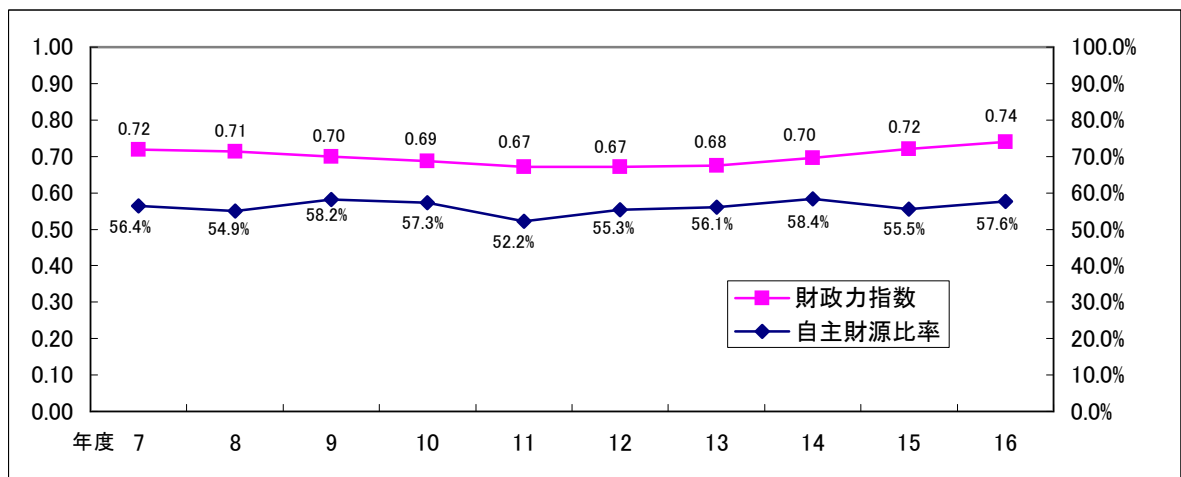
ウ 財政力と自主財源

自治体の財政力を示す指標として、普通交付税算定の際に積算される財政力指数があり、この財政力指数が1.0を超えた場合、その団体は財源に余裕があり、標準的な水準以上の行政を行う力があるとされ、1.0未満の場合には、財源の不足を補うため、国から普通交付税が交付される。

本市では、平成7年度の0.72から少しずつ減ってきており、平成10年度から4年間は0.7未満となったが、ここ数年は、国が地方の行政改革の推進を前提として、よりシビアに地方財政計画を策定していることや、地方公共団体が担うべき役割を見直し、基準となる必要経費を縮減していることから、財政が悪化傾向にあるにも関わらず、財政力指数が高くなるという現象が起きている。

また、自治体の行政活動の自主性と安定性を示す指標として、自主財源比率があるが、本市の場合、庁舎建設のための借入金が多かった平成11年度以外は、概ね55%から58%程度で推移している。（平成12年度も庁舎建設のための借入金があったが、基金からの繰入金も多かったため、自主財源比率はあまり下がっていない。）

図表8 財政力指数及び自主財源比率の推移



※財政力指数

財政力指数は、各年度に積算された数値の過去3年間の平均値を使用している。

※自主財源

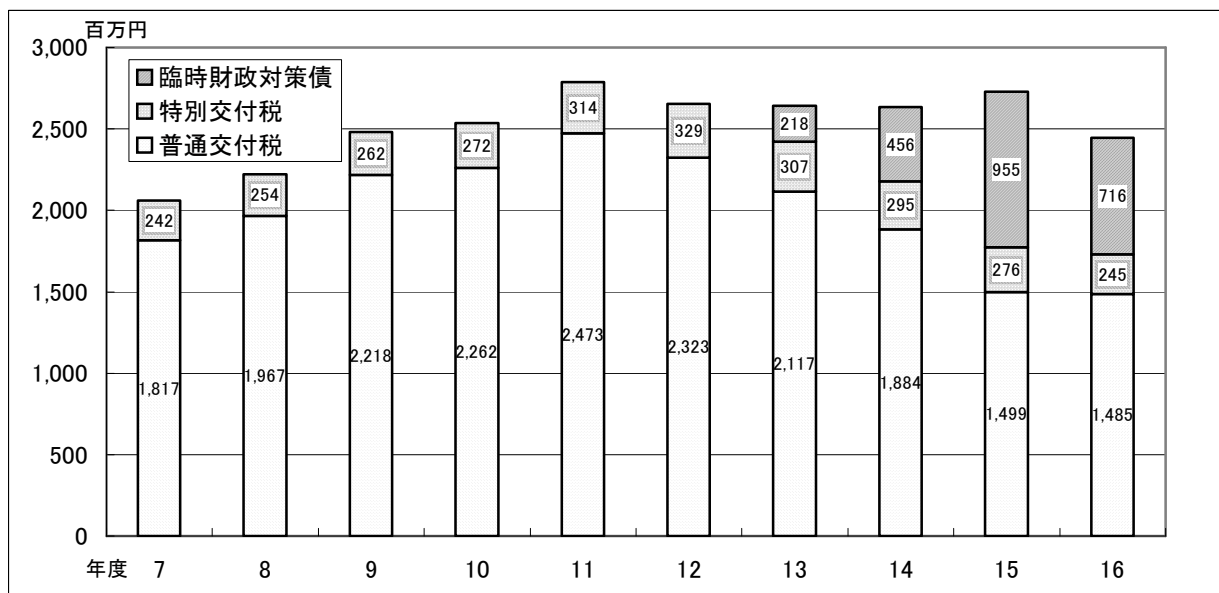
自治体が自主的に収入しうる財源のことで、地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入のことをいう。なお、自主財源以外の財源は依存財源と区分され、国・県から交付されたり、割り当てられたりする収入のことで、地方交付税、国庫・県支出金、地方譲与税、地方債などのことをいう。

エ 地方交付税

本市における地方交付税は、27億8千7百万円が交付されピークとなった平成11年度まで増加傾向にあったが、平成13年度以降、国の財源不足から臨時財政対策債が導入されたことや、国の三位一体改革の進展に伴う交付税制度の見直しにより、平成16年度には17億3千万円まで減少している。

一方、平成１３年度から始まった臨時財政対策債の発行は、平成１６年度までに２３億８千５百万円となっており、借入金の償還費は地方交付税に算入されるものの、その負担は今後の財政運営に大きな影響を及ぼすものと予想される。

図表９ 地方交付税等の推移



※地方交付税

財源の地域的な不均衡を是正し、すべての自治体が合理的かつ妥当な水準の行政を行うことが出来るように、必要な財源を確保することを目的としているもので、普通交付税と特別交付税がある。国庫支出金とは異なり、用途について何らの制限も受けない、いわゆる一般財源となる。

※普通交付税

合理的な基準に基づき、自治体が妥当な水準の行政を行うために必要とする額（基準財政需要額）と標準的に徴収が見込まれる税収入（基準財政収入額）を算定し、収入が不足している場合に、これを補うために国から交付されるもの。

※特別交付税

普通交付税の補完的な機能を果たすもので、普通交付税の算定にあたり反映することが出来なかった、各自治体の特別な事情を考慮して交付されるもの。

※臨時財政対策債

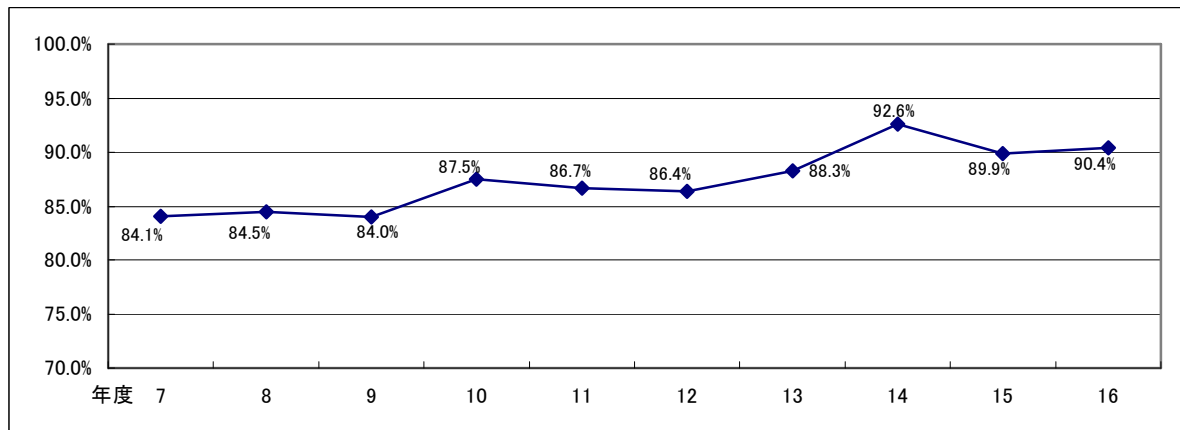
国が普通交付税として自治体に交付してきた額のうち、交付税特別会計の借入金で対応してきた財源不足分について、その半額を赤字地方債に振替えたもので、通常の地方債とは異なり、一般財源となる。（後年度の元利償還金が、普通交付税算定の際に基準財政需要額に算入されるもので、当初、平成１３～１５年度の臨時的措置が、更に３年間延長されている。）

オ．財政構造

自治体の財政構造の弾力性を測る比率として経常収支比率があるが、これは、人件費、扶助費等の経常経費に、地方税、地方交付税等の経常一般財源収入が、どの程度充当されているかをみるもので、市にあっては７５％程度が妥当であり、８０％を超えると、その自治体は弾力性を失いつつあるとされる。

本市の場合は、平成９年度までは８５％を下回っていたが、平成１０年度以降８０％台の後半となり、財政の硬直化が深刻となっている。

図表 10 経常収支比率の推移



※経常収支比率

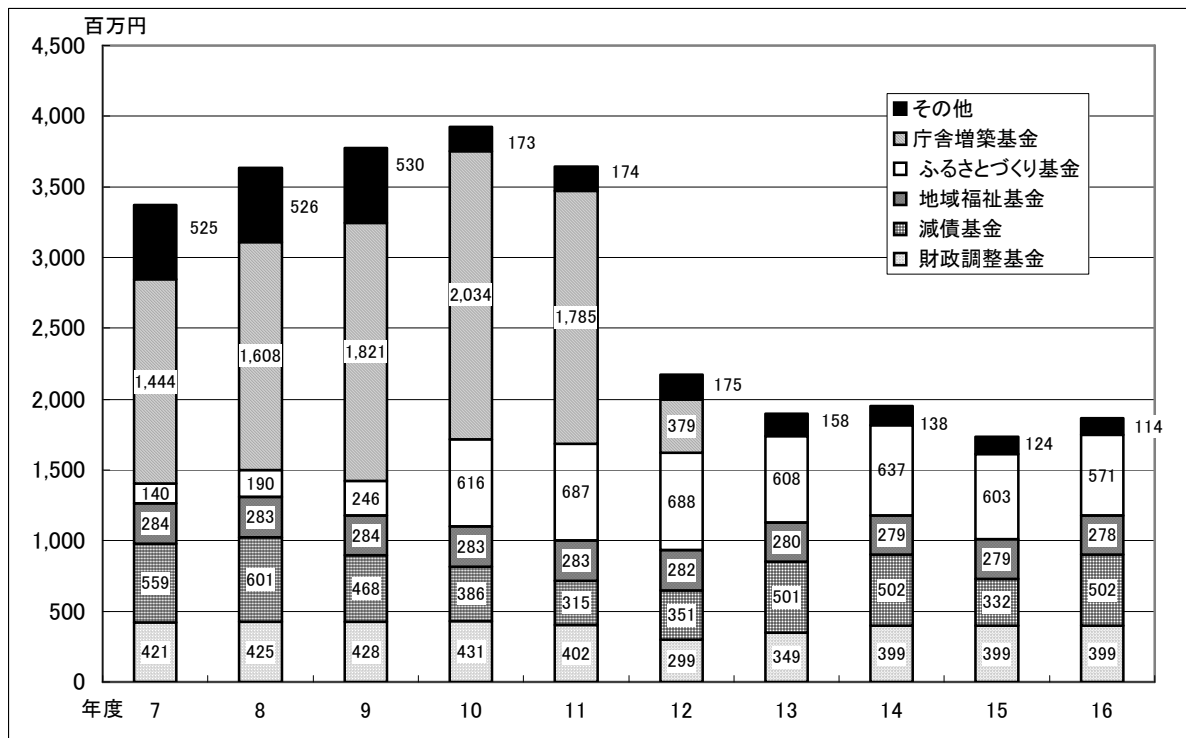
経常経費に充当した一般財源／経常的な一般財源×100

カ 基金の状況

基金には、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるものと、特定の目的のために定額の資金を運用するものの2種類があり、本市では普通会計に属するもので現在6の基金が設置されている。平成16年度末の残高は、予算編成時の財源不足の補填、災害時などの対応に備える目的で設置されている財政調整基金が約4億円、借入金の償還に充当するために設置されている減債基金が約5億円などとなっている。

基金の中で最も大きな比率を占めていた庁舎増築基金が、新庁舎建設のために平成11年度から平成12年度にかけて取り崩しがされ、平成13年度以降、基金の残高は18億円から19億円程度で推移している。

図表 11 基金の状況

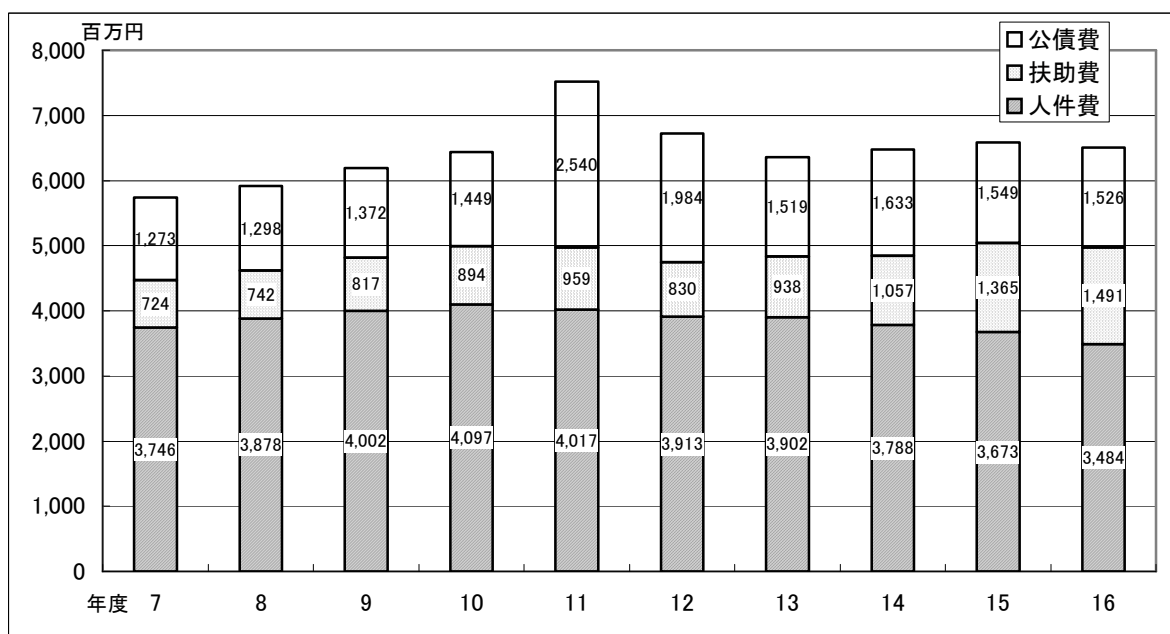


キ 義務的経費

義務的経費とは、人件費、扶助費及び公債費のことで、支出が義務づけられている経費である。人件費は団体が存立する限り経常的に支出しなければならず、扶助費は生活保護をはじめ大部分が法令の規定により支出が義務づけられており、公債費は市債の償還に要する経費であり、いずれも任意に縮減できない経費である。

一般的に歳出全体に占める義務的経費の比率が低いほど財政は弾力性があり、高いほど硬化化しているといえる。本市の場合、人件費は、ピークだった平成10年度の40億9千7百万円から平成16年度には34億8千4百万円と約15%の減となっているが、扶助費及び公債費は増加傾向にあり、特に、扶助費の平成16年度決算額は平成7年度の2倍に増加している。

図表12 義務的経費の推移

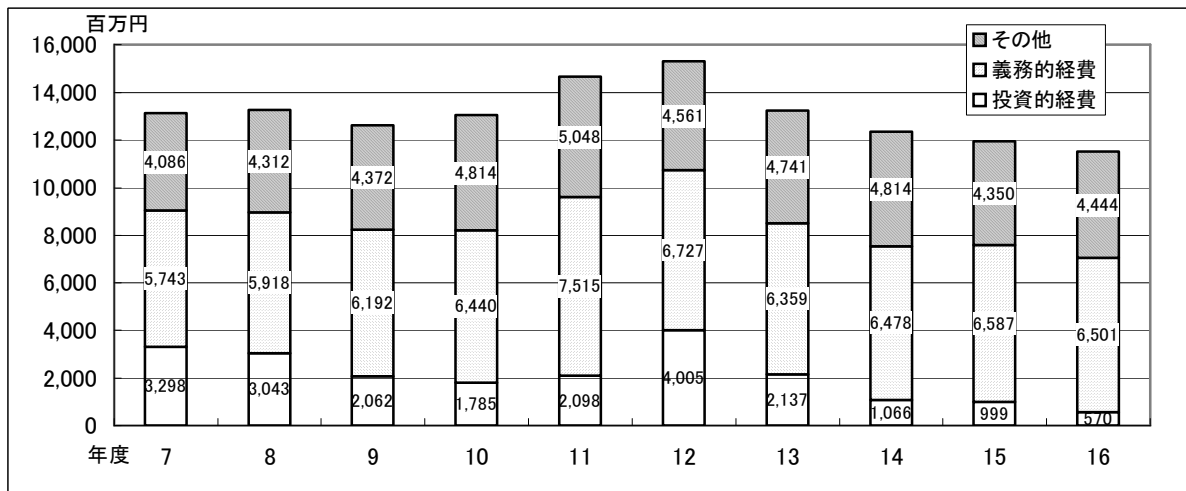


ク 投資的経費

投資的経費とは、その支出効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費をいい、工事費や公有財産購入費などの普通建設事業費を指し、国の補助金を受けて行う補助事業と、市単独で行なう単独事業費に分類される。

平成7年度から平成8年度にかけての消防庁舎建設事業、平成11年度から平成13年度にかけての庁舎建設事業などにより20億円を超える投資的経費が支出されているが、近年は、義務的経費やその他（物件費、補助費等、維持補修費など）が年々増加しており、投資的経費は減少している。

図表 1 3 歳出に占める義務的経費と投資的経費



※その他

委託料・光熱水費・消耗品費などの物件費、他会計の不足を補うための繰出金、負担金・補助金などの補助費等、施設の維持補修費などです。

ケ. 借入金

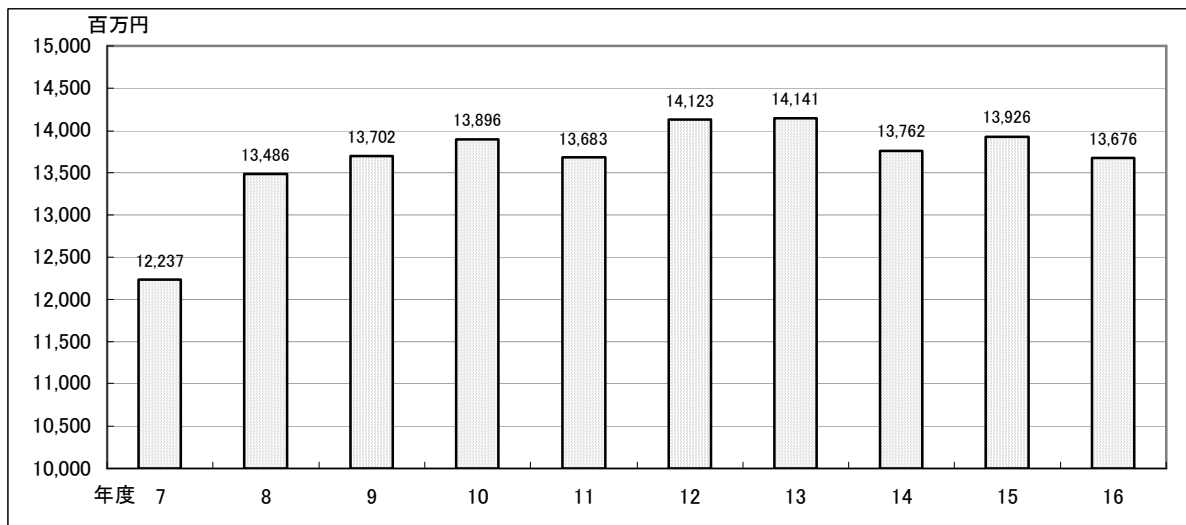
地方債（市債）は、自治体が財源の調達を目的として行う「借金」であり、その償還費が翌年度以降の負担となっていく。

地方債の活用により、「財政負担の年度間調整」や「世代間の負担の公平」を図ることができるが、その償還のための支出を義務づけられることになるため、過度に地方債に依存することは、将来の財政運営の健全性を保つ観点から好ましくない。

本市の場合、平成 1 6 年度末の市債残高は 1 3 6 億 7 千 6 百万円であり、平成 7 年度と比較すると 1 1. 8 % の増加となっている。

単純に計算すると、当該年度の借入額が元金分の償還額を上回れば借入金残高が増加することとなる。よって、事業の取捨選択を行いつつ、毎年度の元金分の償還額を上回らないような借入額の目標を設定するなど、将来計画を見据えた借り入れをする必要がある。

図表 1 4 地方債現在高の推移



（２） 財政状況の分析

歳入面では、長引く景気の低迷や恒久的な減税の影響を受け、財政収入の中心である市税が伸び悩んでいる中で、国が進める三位一体の改革により地方交付税が大幅に減少し、国や県の補助金も減少傾向にある。

一方、歳出面では、バブル崩壊後の国の経済対策等に対応しつつ公共事業に取り組んできたことや、減税補填債、臨時財政対策債の借入れにより、その元利償還のための公債費の増加が見込まれる。また、少子高齢社会の進展や長期にわたる不況の影響により扶助費（福祉関連費）も増加傾向にあり、さらに、駅東再開発事業関連の経費として、総額で１８億６千３百万円の負担が見込まれている。

人件費の縮減などにより義務的経費の抑制に努めてきているものの、扶助費がこれを上回る伸びを示しており、歳出総額に占める義務的経費の割合は、平成７年度の４３．８％から平成１６年度には５６．５％となるなど、財政の硬直化が進んでいる。

本市では、事務事業の見直しや経費の縮減など行政改革を推進し、より効率的な行財政運営に努めているが、徐々に厳しさを増している。

目 次

はじめに	1
（これまでの取組）	1
（取組方針）	2
（今後の取組目標）	3
1 事務・事業の再編・整理、廃止・統合	4
（事務事業等の見直し）	4
（行政評価システムの導入）	4
（電子自治体の推進）	4
2 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む）	5
（民間委託等の推進）	5
（指定管理者制度の活用等）	5
3 定員管理の適正化	7
（定員管理の適正化）	7
4 手当の総点検をはじめとする給与の適正化（給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等諸手当の見直し等）	9
（給与の適正化）	9
（定員・給与等の状況の公表）	10
（福利厚生事業）	10
（人材育成の推進）	11
5 経費節減等の財政効果	12
（経費の節減合理化等財政の健全化）	12
（補助金等の整理合理化）	13
6 その他	14
（地方公営企業の経営健全化）	14
<資料>	17

岩倉市行政改革集中改革プラン

平成 1 7 年 1 1 月
岩 倉 市